

資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の

振興に関する法律案（仮称）大綱

平成 29 年 10 月 11 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫

1. 法案の目的及び構成

循環型社会を形成するためには、年間排出量が約 4 億トンにのぼる産業廃棄物の資源循環をいかに促進するかが重要な課題です。この資源循環の中核となるべき産業が、排出事業者からの産業廃棄物の適正処理を担っている産業廃棄物処理産業^(※1)です。

法案の名称には「産業廃棄物処理産業の振興」を謳っていますが、この法案の目的は、事業者、国民、地方公共団体の協力等を得つつ、産業廃棄物処理産業の振興によって、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を促進することです。

この目的を達成するため、法案には、まず第一に「産業廃棄物処理産業を営む事業者の責務」を規定し、その後に「事業者及び国民の協力」、「環境大臣による産業廃棄物処理産業振興基本方針の策定」、「国及び地方公共団体の施策」などの必要な事項を定めます。

(※1)「産業廃棄物処理産業」とは、廃棄物処理法第 14 条及び第 14 条の 4 に規定されている「産業廃棄物処理業」又は「特別管理産業廃棄物処理業」をいう。

2. 法案の概要

2-1. 産業廃棄物処理産業を営む事業者の責務

法案の前提として、産業廃棄物処理産業を営む事業者は、その事業活動において 9 つの責務を果たすことを定めます。これは産業廃棄物処理産業の意志を示すものです。

① 循環資源^(※2)の循環的な利用^(※3)及び処分

- ・できる限り産業廃棄物の循環的な利用を行うこと。
- ・産業廃棄物の循環的な利用や循環的な利用が困難な産業廃棄物の処分については、環境保全上の支障が生じないよう適正に行うこと。
- ・循環的な利用が困難な産業廃棄物の処分のうち、特に埋立処分を行う事業者は環境保全が図られた最終処分場を確保し、適正に埋立処分を行うこと。

(※2)「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定されている「循環資源」をいい、この法案では主に再生利用や熱回収に利用される産業廃棄物を指す。

(※3)「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定されている「循環的な利用」をいい、この法案では主に再生利用及び熱回収を指す。

② 環境への負荷の低減

- ・温室効果ガスの排出、水質汚濁物質の排出等による環境への負荷を、できる限り低減すること。

③ 非常災害により生じた廃棄物の処理への協力

- ・国又は地方公共団体が実施する災害廃棄物処理に対し、積極的に協力すること。

④ 情報の公開

- ・環境報告書を公表するなど、その事業活動に係る環境配慮等の情報を公表すること。

⑤ 人材の育成

- ・高度で広範な産業廃棄物の循環的な利用、産業廃棄物の適正な収集運搬及び処分を促進するための人材を育成すること。

⑥ 技能実習への協力

- ・人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転に資するため、外国人の技能実習に協力すること。

⑦ 技術開発の推進

- ・産業廃棄物の再生利用に資する技術、産業廃棄物を適正に収集運搬又は処分するための技術、熱回収の技術などの技術開発に取り組むこと。

⑧ 労働安全衛生の向上

- ・産業廃棄物の循環的な利用、産業廃棄物の適正な収集運搬及び処分の業務に携わる従業員等の労働安全衛生の確保及び向上に取り組むこと。

⑨ 地域社会の健全な発展への貢献

- ・環境保全や雇用の拡大などを通じて、地域社会の健全な発展に貢献すること。
- ・最終処分場の跡地の有効利用に取り組むこと。

2-2. 事業者の協力等

この法案の目的を達成するため、広く事業者及び国民に協力いただきたい2つの事項を定めます。

① 排出事業者による情報の提供等

- ・産業廃棄物の処理を委託する排出事業者は、その産業廃棄物の循環的な利用及び処分が適正に行われるよう、必要な情報の提供等に努めるとともに適切な費用を負担すること。

- ② 事業者及び国民による再生品の使用
- ・事業者及び国民は再生品の使用に努めること。

2-3. 産業廃棄物処理産業振興基本方針

この法案の目的を達成するため、環境大臣は6つの事項について「産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針」を策定することとします。

- ① 産業廃棄物処理産業の振興の意義及びその基本的な事項
- ② 産業廃棄物処理産業を営む事業者に期待される事項
- ③ 国が講ずべき措置
- ④ 地方公共団体が講ずべき措置
- ⑤ 産業廃棄物処理産業の事業者団体その他関係団体に期待される事項
- ⑥ その他、産業廃棄物処理産業の振興に関し必要な事項

2-4. 国及び地方公共団体の施策等

この法案の目的を達成するため、国及び地方公共団体に取り組んでいただきたい11の事項を定めます。

- ① 人材の育成
 - ・国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を担う人材を育成するため、研修の実施、資格制度の創設などの措置を講ずること。
- ② 優良な事業者による事業の促進
 - ・国及び地方公共団体は、この法案の目的の達成に資する優良な事業者の負担を軽減する措置を講ずること。
 - ・国及び地方公共団体は、優良な事業者が協同して事業を行う場合の規制緩和等の措置を講ずること。
- ③ 循環法制運用に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮
 - ・地方公共団体は、環境負荷の低減に資する産業廃棄物処理施設への変更や、高度で広範な産業廃棄物の循環的な利用等に資する産業廃棄物処理施設への変更に係る許可申請等の手続きを迅速に行うなど、環境への負荷の低減等が円滑に図られるよう配慮しなければならないこと。
- ④ 再生品の利用の促進
 - ・国は、産業廃棄物の循環的な利用を促進するため、産業廃棄物を原材料とする再生品の品質基準及び利用基準を設定すること。
 - ・当該基準を満たした再生品の利用が、環境保全上の支障がないことを周知すること。
 - ・国及び地方公共団体は、率先して再生品を使用すること。
 - ・国及び地方公共団体は、再生品の利用先に関する情報の収集及び提供等の措置を

講ずること。

⑤ 最終処分場の確保

- ・国及び地方公共団体は、環境の保全が図られた最終処分場の確保を図ること。

⑥ 地球温暖化対策支援

- ・国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業における地球温暖化対策を推進するため、経済的支援等の措置を講ずること。

⑦ 海外展開の支援

- ・国及び地方公共団体は、事業者が海外に展開するために必要な情報の提供等の措置を講ずること。

⑧ 開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進

- ・国及び地方公共団体は、開発途上国において循環的な利用又は処分が困難な循環資源のうち、我が国で適切に循環的な利用又は処分が可能なものについては、それが進むよう措置を講ずること。

⑨ 研究開発の推進等

- ・国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及、研究開発を行う者への支援を講ずること。

⑩ 普及啓発

- ・国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業に対する国民の理解を深めるための措置を講ずること。

⑪ 援助

- ・国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を営む事業者が「産業廃棄物処理産業振興基本方針」に即した経営ができるよう、情報の提供、財政上等の措置を講ずること。

2-5. 産業廃棄物処理事業者団体

この法案の目的を達成するため、産業廃棄物処理産業の事業者団体の責務等を定めます。

2-6. その他

この法律の施行後、5年を経過したときの見直しを定めます。

以上